

厚生労働省所管の独立行政法人の概要

独立行政法人国立健康・栄養研究所の概要

1. 沿革

- 大正 9年 9月 栄養研究所の設立
- 昭和13年 1月 厚生省創設に伴い、所管が内務省から厚生省に移管
- 22年 5月 国立栄養研究所に改称
- 23年 3月 新宿区戸山町(旧陸軍軍医学校庁舎)に移転
- 平成元年10月 国立健康・栄養研究所に改称
- 4年10月 厚生省戸山研究庁舎へ移転
- 13年4月 独立行政法人化
- 18年4月 非特定独立行政法人化

2. 所在地 新宿区戸山1-23-1

- ## 3. 人 員 48名(平成22年4月1日現在)
- 役 員 4名(理事長、理事、監事(非常勤))
 - 常勤職員 44名

4. 予 算 739百万円(平成22年度運営費交付金)

5. 業 務

- 国民の健康の保持及び増進に関する調査及び研究を行うこと。
- 国民の栄養その他国民の食生活の調査及び研究を行うこと。
- 食品について栄養生理学上の試験を行うこと。
- 上記に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 健康増進法第10条第2項の規定に基づき、国民健康・栄養調査の実施 に関する事務を行うこと。
- 健康増進法第26条第3項(同法第29条第2項において準用する場合 を含む。)の規定に基づき、同法第26条第1項の規定による許可又は同 法第29条第1項の規定による承認を行うについて必要な試験を行うこと。
- 健康増進法第27条第5項(同法第29条第2項及び第32条第3項に おいて準用する場合を含む。)の規定により収去された食品の試験を行うこと。

独立行政法人労働安全衛生総合研究所の概要

《発 足》

平成18年4月1日に（独）産業安全研究所と（独）産業医学総合研究所が統合して設立

（独）産業安全研究所は、昭和17年に厚生省産業安全研究所として設立

（独）産業医学総合研究所は、昭和24年に労働省けい肺試験室として設立

《所在地》

東京都清瀬市（本部）、神奈川県川崎市（登戸地区）

《規 模》

役 員 5人（理事長 1人、理事 2人、監事 2人（うち1人は非常勤））

職 員 107人（平成22年4月1日現在）

《予 算》

平成22年度予算 2,351百万円（うち国費 2,306百万円）

《業 務》

- 1 事業場における災害の防止並びに労働者の健康増進及び職業性疾病に関する総合的な調査及び研究の実施
- 2 労働安全衛生法に基づく現場への立入権限を有する労働災害の調査等の実施

独立行政法人勤労者退職金共済機構の概要

1. 法人の概要

所在地：東京都港区芝公園1丁目7番6号

設立年月日：平成15年10月 1日

役員数：262名(役員7名(理事長1名、理事4名、監事2名(うち1名は非常勤))、職員255名)(平成22年4月1日現在)
※現在、役員に厚生労働省OBはいない。(公募により選任された国土交通省OBが1名いる。)

設立経緯：
・ 昭和34年 7月 1日 中小企業退職金共済事業団設立。
・ 昭和39年10月15日 建設業退職金共済事業を開始することに伴い、建設業退職金共済組合設立。
・ 昭和42年 9月 1日 清酒製造業退職金共済事業を開始することに伴い、清酒製造業退職金共済組合設立。
・ 昭和56年10月 1日 建設業退職金共済組合と清酒製造業退職金共済組合を統合して建設業・清酒製造業退職金共済組合を設立。
・ 昭和57年 1月 1日 林業退職金共済事業を開始することに伴い、建設業・清酒製造業退職金共済組合を建設業・清酒製造業・林業退職金共済組合に変更。
・ 平成10年 4月 1日 中小企業退職金共済事業団と建設業・清酒製造業・林業退職金共済組合を統合して勤労者退職金共済機構を設立。
・ 平成15年10月 1日 独立行政法人勤労者退職金共済機構に移行。

設立目的：中小企業退職金共済法の規定による中小企業退職金共済制度の運営を行うことを目的として設置。

2. 業務の概要

(1)一般の中小企業退職金共済制度の運営

※一般の中小企業退職金共済制度とは、中小企業の従業員(原則として期間雇用者等を除く全従業員)を対象とし、事業主が金融機関を通じて毎月一定の掛金を納付すると、従業員が退職したときに、機構から直接当該従業員に退職金が給付される仕組みである。

(2)特定業種退職金共済制度の運営

※特定業種退職金共済制度とは、特定業種(厚生労働大臣が指定:現在、建設業、清酒製造業、林業の三業種)において期間雇用される従業員を対象とし、現場で働く期間雇用者が所持する共済手帳に事業主が雇用日数に応じ共済証紙(日額:建設業310円、清酒製造業300円、林業460円)を貼付し、当該労働者が業界で働くことをやめたときに、機構から直接当該労働者に退職金が支給される仕組みである。

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の概要

- 1 発 足 平成15年10月1日に日本障害者雇用促進協会より独法化
((財)高年齢者雇用開発協会の業務の一部を移管)
- 2 規 模 役員 7名(うち非常勤1名) 職員 716名(平成22年4月1日現在)
- 3 所 在 地 東京都港区(主たる事務所)
- 4 組 織 本部、広域障害者職業センター(2か所)
地域障害者職業センター(47か所)
- 5 業務概要 (1) 高年齢者の雇用支援に関する業務
 - ① 定年引上げ等を支援するための給付金の支給
 - ② 高年齢者の雇用に伴う人事管理制度の見直し等、事業主に対する援助(2) 障害者の雇用支援に関する業務
 - ① 障害者職業センターによる職業リハビリテーション(職業評価、職業指導、職業準備支援)の技法開発・実施
 - ② 障害者職業能力開発校の運営
 - ③ 障害者雇用納付金の徴収及び調整金・報奨金、助成金の支給
 - ④ 障害者雇用に関する相談援助、アビリンピックの開催等
- 6 平成22年度予算
国からの財政支出額 318.6億円

(独) 福祉医療機構の概要

法人の概要

- 目的** 社会福祉事業施設及び病院、診療所等の設置等に必要な資金の融通並びにこれらの施設に関する経営指導、社会福祉事業に関する必要な助成、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の運営、心身障害者扶養保険事業等を行い、もって福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ることを目的とする。
また、厚生年金保険制度、国民年金制度及び労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金たる給付の受給権を担保として小口の資金の貸付けを行うことを目的とする。
- 設立** 平成15年10月1日
- 所在地** 法人本部：東京都港区 大阪支店：大阪市中心区
- 役職員数** 役員：6名（うち常勤5名） 職員：279名（うち常勤257名） ※平成22年4月1日現在
- 予算額** 38,398百万円 ※平成22年度国からの財政支出

主な事業の概要

- ・福祉貸付事業 社会福祉事業施設を設置する場合等に必要な資金を融資する事業
- ・医療貸付事業 病院、介護老人保健施設及び診療所等を設置する場合等に必要な資金を融資する事業
- ・退職手当共済事業 社会福祉施設の職員等が退職した場合に、退職手当金を支給する事業
- ・年金担保貸付事業 厚生年金等の年金受給者に対し、年金受給権を担保にした生業資金等の小口資金を融資する事業
- ・労災年金担保貸付事業 労災年金受給者に対し、年金受給権を担保にした生業資金等の小口資金を融資する事業

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の概要

1. 発 足 平成15年10月1日 独立行政法人化

第1期 平成15年10月1日 ~ 平成20年3月31日

第2期 平成20年 4月1日 ~ 平成25年3月31日

2. 目 的

重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援の提供、知的障害者の支援に関する調査及び研究等を行うことにより、知的障害者の福祉の向上を図る(のぞみの園法第3条)

3. 所在地 群馬県高崎市寺尾町2120-2

4. 組 織 法人事務局(2部)、総合施設(4部)、診療所

5. 役職員数 261人(役員5人、職員256人) H22. 4. 1現在

6. 事業の概要

- (1) 重度の知的障害者に対する自立のための総合施設の設置・運営
- (2) 知的障害者の自立と社会参加に関する調査、研究及び情報提供
- (3) 知的障害者の支援業務に従事する者の養成及び研修
- (4) 障害者支援施設の求めに応じた援助及び助言
- (5) 附帯業務
診療所、ケアホーム、地域相談支援センターの設置・運営など

労働政策研究・研修機構(JILPT)の概要

法人の概要

目的	内外の労働問題や労働政策について、総合的な調査研究等を行うとともに、その成果を活用した行政職員等に対する研修を実施することにより、労働政策の立案や労働政策の効果的で効率的な推進に寄与し、労働者福祉の増進と経済の発展に資すること。
設立年次	平成15年10月 ※日本労働研究機構(特殊法人)及び労働研修所(厚生労働省の施設等機関)を整理・統合して発足。
所在地	法人本部・労働政策研究所:東京都練馬区上石神井 労働大学校:埼玉県朝霞市
理事長	稲上 毅(東京大学名誉教授、前法政大学経営学部教授)
役職員数	123人(役員5人:理事長、理事2、監事2(うち1は非常勤)、職員118人) ※平成21年10月に理事を1人削減の上、厚生労働省OBが就いていた理事1及び非常勤監事1は公募。現在、厚生労働省OBの役員は、公募による1人のみ。
予算額	28億円(平成22年度国からの財政支出)

業務の概要

○労働政策の総合的な調査研究

労働行政分野の政策課題(雇用、労働条件、人材育成、労使関係等)について、厚生労働省の指示・要請に基づき、体系的・継続的な研究を実施し、政策の企画・立案をサポート。

※労働政策は、労使当事者が参加した労働政策審議会における審議を経て立案。その土台となる調査研究は、公平性・中立性が求められるため、労使が参画した公共機関において実施することが必要。

○労働行政職員研修

第一線の労働行政職員(ハローワーク、労働基準監督署等)を対象に、一般研修・専門研修・管理監督者研修を実施。

※平成21年度は、研修コース数77コース、3219名の受講者を対象に実施。

※労働政策研究を実施している機構が労働大学校を運営することにより、研究と研修を連携・融合し、研究成果の研修への反映や、研修を通じて吸い上げた現場の問題意識の研究への反映が図られ、相乗効果を上げている。

独立行政法人 雇用・能力開発機構の概要

沿革・組織

- 発足 平成16年3月1日、特殊法人雇用・能力開発機構より独立行政法人化
- 役職員数 役員6名(理事長、理事3名、監事2名)(平成22年4月1日現在)
職員3,588名(平成22年4月1日現在)
- 所在地 神奈川県横浜市(本部)
- 組織 本部(8部1室)、職業能力開発施設等(73所)
- 予算 国からの財政支出額 1059.3億円(H21) → 846.7億円(H22)
 - 運営費交付金 729.6億円(H21) → 619.5億円(H22)
 - 施設整備費等補助金 17.2億円(H21) → 12.0億円(H22)
 - その他の補助金等 312.5億円(H21) → 215.3億円(H22)

事業概要

- 能力開発に関する業務
 - ・ 離職者・在職者・学卒者に対する公共職業訓練の実施、事業主等の行う職業訓練の援助等
- 雇用開発に関する業務
 - ・ 中小企業の雇用創出、人材確保等のための助成金の支給、雇用管理に関する相談等
- 勤労者財産形成促進に関する業務
 - ・ 勤労者の財産形成を促進し、生活の安定を図るための持家取得資金、教育資金の融資等
- その他
 - ・ 雇用促進住宅を譲渡又は廃止する業務並びに譲渡等するまでの間の管理運営業務

独立行政法人 労働者健康福祉機構の概要

法人概要

- 設立目的
療養施設、健康診断施設及び労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営等を行うことにより労働者の業務上の負傷又は疾病に関する療養の向上及び労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るとともに、未払賃金の立替払事業等を行い、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。
- 設 立
平成16年4月1日に労働福祉事業団から独法化 ※特殊法人労働福祉事業団(昭和32年7月1日設立)
- 役職員数
役員 7名(理事長1名、理事4名、監事2名(うち1名は非常勤))
職員 14,251名(平成22年4月1日現在) 【労災病院職員(13,560名)、その他職員(691名)】
- 予算額
平成22年度事業予算3,145億円(うち国の財政支出310億円(国費割合9.9%))
※労災病院については自己収入(医業収入)で運営されており、国費は投入されていない。

業務概要

- 労災医療推進のための事業
労災病院グループを核としたネットワークにより、労災疾病等に関する予防から治療、リハビリ、職場復帰に至る一貫した高度・専門的医療の提供、労災疾病等に関する研究、職域関係者(産業医等)に対する産業保健活動等を推進
- 未払賃金立替払事業
企業倒産により賃金未払のまま退職した労働者に対して、「賃金の支払の確保等に関する法律」に基づき、未払賃金の一部を立替払するもの。
- その他
労働安全衛生融資、在宅介護住宅購入資金の貸付等に係る貸付債権の管理、回収(経過業務)等



独立行政法人国立病院機構の概要

1. 設立

- 平成16年4月1日
- 独立行政法人国立病院機構法（平成14年法律第191号）を根拠法として設立された特定独立行政法人

2. 機構の行う業務

- ① 医療を提供すること
- ② 医療に関する調査及び研究を行うこと
- ③ 医療に関する技術者の研修を行うこと
- ④ 上記に付帯する業務を行うこと

3. 組織の規模（平成22年4月1日現在）

病院数 : 144病院
 運営病床数 : 52,742床（全国シェア3.5%）

一般病床	療養病床	結核病床	精神病床	感染症病床	計
45,923	120	2,444	4,222	33	52,742

臨床研究センター : 10病院
 臨床研究部 : 62病院
 附属看護師等養成所
 看護師課程 : 42校
 助産師課程 : 5校
 リハビリテーション学院 : 1校

- ☆ 国立病院機構の病床シェア
 （政策医療のセーフティネット）
- ① 心神喪失者等医療観察法 : 73.4%
 - ② 筋ジストロフィー : 95.5%
 - ③ 重症心身障害 : 38.2%
 - ④ 結核 : 39.1%

国立病院機構の理念

私たち国立病院機構は
 国民一人ひとりの健康と我が国の医療の向上のために
 たゆまぬ意識改革を行い、健全な経営のもとに
 患者の目線に立って懇切丁寧に医療を提供し
 質の高い臨床研究、教育研修の推進につとめます

4. 患者数（平成21年度実績）

入院患者数（1日平均） 44,278人
 外来患者数（1日平均） 47,921人

5. 役職員数（常勤）

役員数 7人（平成22年4月1日現在）
 職員数 51,058人（平成22年1月1日現在）
 ※医師5千人、看護師32千人、その他14千人
 【看護職の副院長を5病院に設置】

6. 財務

各病院が自己の診療収入により収支相償を目指しています。
 平成21年度は、国立病院機構全体で純利益348億円（総収支率104.4%）、経常利益388億円（経常収支率104.9%）であり、5期連続の黒字経営及び6期連続の経常収支プラスを達成しています。

また、個々の病院においても、法人発足時の平成16年度決算（経常収支）において75病院（再編成実施病院除く）あった赤字病院が、平成21年度決算では32病院（△43病院）に減少し、収支改善が進んでいます。

独立行政法人医薬品医療機器総合機構の概要

1. 法人の概要

(1) 目的

医薬品の副作用又は生物由来製品を介した感染等による健康被害の迅速な救済を図り、並びに医薬品の品質、有効性及び安全性の向上に資する審査等の業務を行い、もって国民保健の向上に資すること。

(2) 設立年月日 平成16年4月1日

※国立医薬品食品研究所医薬品医療機器審査センター及び（認）医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構の業務、
（財）医療機器審査センターの一部業務を統合

(3) 所在地 東京都千代田区

(4) 役職員数 役員数6人（うち非常勤監事1人含む）、職員数599人（平成22年4月1日現在）

(5) 平成22年度予算額 317.5億円（うち国庫負担 13.3億円）

2. 業務概要

(1) 医薬品等の副作用・感染による健康被害の救済

- ① 医療費、障害年金、遺族一時金等の支給
- ② 特定C型肝炎感染被害者への給付金の支給
- ③ スモン、HIVの被害者への健康管理手当等の支給

(2) 医薬品・医療機器の承認審査

- ① 治験相談・申請前相談
- ② 有効性・安全性の審査
- ③ 承認申請資料の信頼性調査、GLP・GCP・GMPへの適合性調査

(3) 医薬品・医療機器の安全対策

- ① 安全性情報の一元的収集・データベース化
- ② 安全性情報の科学的評価分析・調査検討
- ③ 情報の提供・消費者くすり相談

独立行政法人医薬基盤研究所の概要

1. 沿革

附属研究機関の再編強化を行うこととし、少子高齢化の中で新たに求められる画期的な創薬の開発に資する研究所を、国立医薬品食品衛生研究所大阪支所を母体とし、国立医薬品食品衛生研究所薬用植物栽培試験場及び国立感染症研究所筑波医学実験用霊長類センターを統合してできたものである。

そして、効率的な運営を行う為、組織形態として、独立行政法人の形態をとったこの研究所が、独立行政法人医薬基盤研究所法(平成16年第159回通常国会)をもって設立されることが決まり、平成17年4月1日に正式に発足するに至った。

2. 所在地 大阪府茨木市彩都あさぎ7丁目6番8号

3. 人 員 86名(平成22年4月1日現在)
- 役 員 4名(理事長(常勤)、理事、監事2(非常勤))
 - 常勤職員 82名(事務職 28名 研究職 47名 技術専門職 7名)

4. 予 算 10,317百万円

5. 業 務

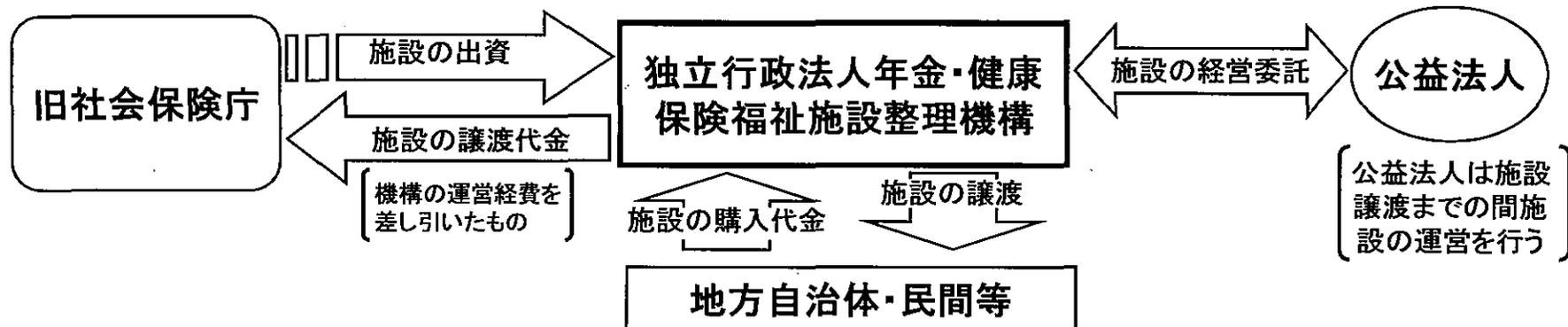
- 医薬品及び医療機器等並びに薬用植物その他の生物資源の開発に資することとなる共通的な研究を行い、その成果を普及すること。
- 基礎的研究を他に委託して行い、その成果を普及すること。
- 試験研究を政府等以外の者に委託して行い、その成果を普及すること。
- 政府等以外の者に対し、試験研究を国の試験研究機関又は試験研究に関する業務を行う独立行政法人と共同して行うことについてのあっせんすること。
- 海外から研究者を招へいすること。
- 医薬品技術及び医療機器等技術に関する情報を収集し、整理し、提供及び調査すること。

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構の概要

1 概要

- (1) 法人の名称 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構(以下「機構」という。)
- (2) 法人の目的
機構は、旧厚生年金保険法第79条、旧国民年金法第74条の年金福祉施設及び健康保険法第150条第1項又は第2項の事業の用に供していた政府管掌の健康保険施設(以下「年金福祉施設等」という。)の譲渡又は廃止等の業務を行うことにより、年金福祉施設等の整理を図り、もって厚生年金保険事業、国民年金事業及び全国健康保険協会が管掌する健康保険事業の適切な財政運営に資することを目的とする。
- (3) 役員 理事長1人、理事1人(非常勤)、監事2人(非常勤)を置く。
- (4) 役職員の身分 非公務員とする。ただし、役職員に守秘義務を課すとともに、刑法等の罰則の適用については公務員とみなす。
- (5) 法人の業務
・年金福祉施設等の譲渡又は廃止を行うこと。
・年金福祉施設等の譲渡又は廃止を行うまでの間、年金福祉施設等の運営及び管理を行うこと。
・上記業務に附帯する業務を行うこと。
- (6) 法人の運営費 法人の運営費は、全て年金福祉施設等の譲渡により生じる収益により賄う。
- (7) 国庫納付金 毎事業年度、年金福祉施設等の譲渡により生じた収入から、事業運営に必要な経費を控除した残余の額を、国の特別会計に納付する。
- (8) 機構の解散 機構は、設立後5年を経過した日に解散することとし、その資産及び債務は、解散の時に国が承継する。
※平成22年8月に成立した「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律」(平成22年法律第48号)において、設立後7年を経過した日(平成24年10月1日)に解散することとなった。
- (9) 設立年月日 平成17年10月1日

2 年金福祉施設等の整理合理化の概念図



年金積立金管理運用独立行政法人の概要

- 事業の目的 厚生労働大臣から寄託された年金積立金の管理及び運用を行うとともに、その収益を国庫納付することにより、厚生年金保険事業及び国民年金事業の運営の安定に資する。
- 設立年月日 平成18年4月1日
- 役職員 理事長、理事1名、監事2名、職員75名（平成22年4月）
- 事業の概要 厚生労働大臣から寄託を受けた年金積立金の管理・運用等
- 運用方法 民間運用機関（信託銀行及び投資顧問会社）に運用を委託しているほか、国内債券の一部を自家運用している。
- 運用委員会
 - ・ 中期計画及び業務方法書の審議、法人が行う年金積立金の管理運用業務の実施状況の監視等を任務とする
 - ・ 委員は、経済・金融の専門家等の学識経験者から厚生労働大臣が任命

厚生年金・国民年金の積立金運用について

<運用の基本的考え方>

- ◇ 厚生年金保険法及び国民年金法等に基づき、長期的な観点から、安全かつ効率的に運用。
- ◇ 「国内債券中心」、「インデックス運用を中心」、「ポートフォリオ全体のリスクを抑制」などの考え方により、運用。

- ・ 年金積立金全体 約128兆円(平成21年度末)
- ・ 国内債券、約7割(内外の債券では、約8割)。
- ・ 賃金に対する実質的な運用利回りの確保。
- ・ 専門性の徹底及び責任の明確化を図り、運用に特化した独立行政法人において運用。

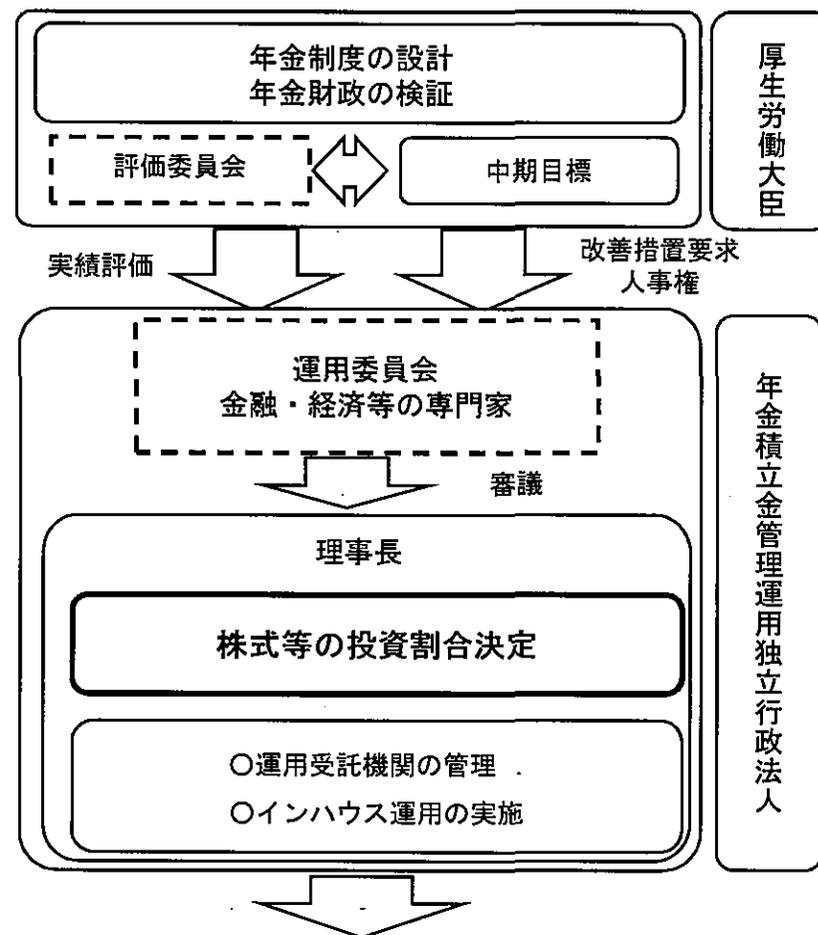
<基本ポートフォリオ>

国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	短期資産
67%	11%	8%	9%	5%

<年金積立金全体の運用実績>

- ・ 13年度(自主運用開始)～21年度の累積収益額
：約23兆円(平均収益率：1.8%)

<運用の仕組み>



(運用受託機関) 信託銀行・投資顧問会社(77ファンド)

(独) 国立がん研究センター

沿革・組織

創 設：昭和37年1月1日

所 在 地：東京都中央区築地(中央病院)、
千葉県柏市(東病院)

主な組織：研究所、中央病院、東病院、
がん予防・検診研究センター、がん対策情報センター

役職員数：1,444名(平成22年4月1日現在常勤職員)

病 床 数：600床(中央病院)、425床(東病院)

設置目的

我が国のがん対策の中核的機関として、がんその他の悪性新生物についての調査、研究、医療技術の開発、医療の提供及び医療従事者の研修等を行う。

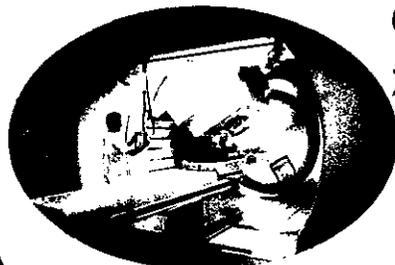
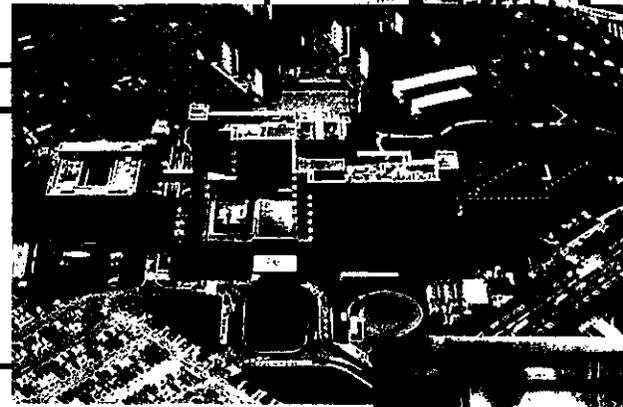
特徴

○ 質の高い医療の提供

- ・ 年間5,000件の手術、1日約120人の通院化学療法を実施(中央)
- ・ 陽子線治療等先進医療の提供と併せ、モデル的緩和ケアを提供(東)

○ がんの原因・本態解明、革新的な検診法や診断・治療技術の開発、がん医療の均てん化、がん情報の提供

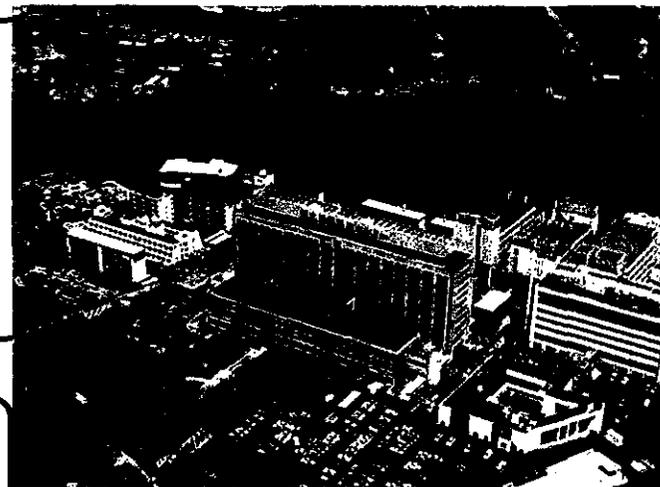
- ・ 原因・本態解明を通じた予防法や高度先駆的な検診・診療技術の開発
- ・ 多施設共同臨床研究によるがん医療の標準化
- ・ がん医療やがん登録など専門情報等の提供や研修等による人材育成



(独)国立循環器病研究センター

沿革・組織

創 設：昭和52年6月1日
所 在 地：大阪府吹田市
主な組織：研究所、病院
役職員数：1,003名（平成22年4月1日現在常勤職員）
病 床 数：640床



設置目的

我が国の脳卒中、心臓病等の循環器病対策の中核的機関として、循環器病についての調査、研究、医療技術の開発、医療の提供及び医療従事者の研修等を行う。

特徴

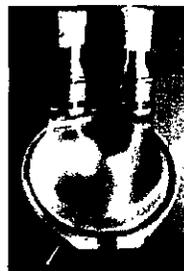
○最新・最善の医療の提供

- ・年間約3,000件の重症循環器病救急搬送を受け入れ
- ・国内心移植48例のうち、22例を実施
- ・脳梗塞に対する超急性期血栓溶解療法（tPA静注療法）を年間50例以上実施



○先端医療技術の開発と普及

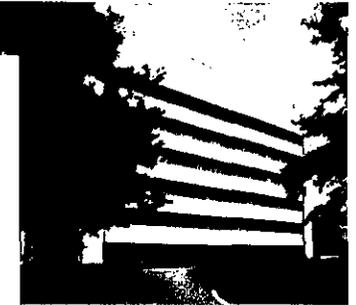
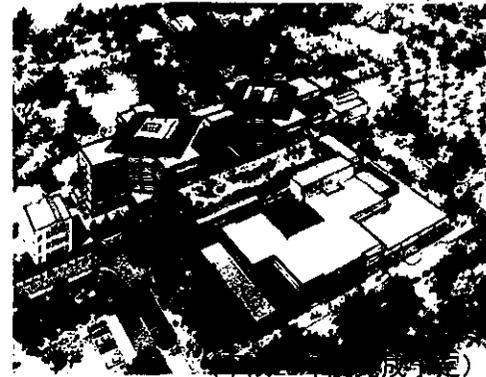
- ・在宅型体内埋め込み型人工心臓・次世代型呼吸補助装置の開発
- ・世界に先駆けて発見した生理活性ペプチド、タンパク質を診断・治療の開発へ応用
- ・1,400名以上の若手医師を育成、84カ国から900名以上の外国人研修生を受け入れ



(独) 国立精神・神経医療研究センター

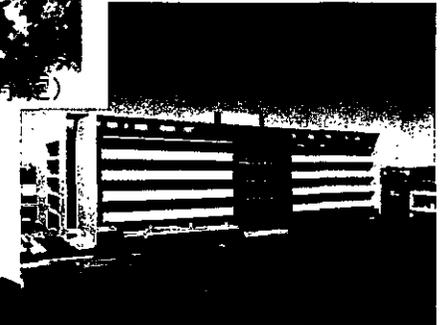
沿革・組織

創 設：昭和61年10月1日
所 在 地：東京都小平市
主な組織：神経研究所、精神保健研究所、病院
役職員数：623名(平成22年4月1日現在常勤職員)
病 床 数：923床



設置目的

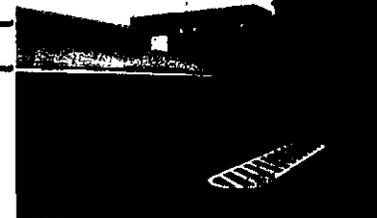
我が国の精神・神経疾患対策の中核的機関として、精神・神経疾患等についての調査、研究、医療技術の開発、医療の提供及び医療従事者の研修等を行う。



特徴

○脳とこころと身体の健全な統合を目指す医療の実践

- ・ 1日平均400名以上の精神・神経外来患者を受け入れ
- ・ 1万以上の筋検体を保存する、筋ジストロフィー確定診断の中核施設
- ・ パーキンソン病、筋ジス、難治性てんかん等神経難病、うつ病等難治性精神疾患に対する内科的、外科的治療の実施



○世界唯一の「精神・神経センター」として、統合的な精神・神経科学研究を実施

- ・ 多発性硬化症に対する画期的治療薬の開発
- ・ 筋ジストロフィーに対する遺伝子治療の推進
- ・ 自殺対策の研修及び情報提供、自殺の危険因子の解明



(独) 国立国際医療研究センター

沿革・組織

創 設：平成5年10月1日

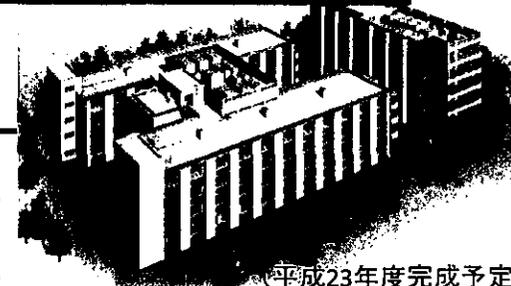
所 在 地：東京都新宿区(病院)

千葉県市川市(国府台病院)

主な組織：研究所、病院、国府台病院、国際医療協力部、
国立看護大学校

役職員数：1,523名(平成22年4月1日現在常勤職員)

病 床 数：885床(病院)、622床(国府台病院)



(平成23年度完成予定)

設置目的

我が国の医療分野における国際貢献の中核的機関として、感染症その他の疾患についての調査、研究、医療技術の開発、医療の提供及び医療従事者の研修等を行う。

特徴

○高度総合専門医療の提供

- ・ 1日約1,600名の外来患者の受け入れ、年間約 11,000件の手術の実施(戸山)
- ・ 月平均約1,000名のエイズ外来患者の受け入れ(戸山)
- ・ 児童精神科のほか、肝炎・免疫研究センターを整備し、専門医療を提供(国府台)

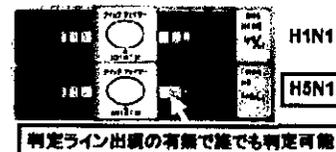


(特定感染症病棟)



○国際医療協力の実践、研究の実施

- ・ 途上国へ年間約200名の専門家派遣、約300名の研修生受け入れ
- ・ 海外拠点との共同研究により、鳥インフルエンザ迅速診断キットを開発
- ・ ウイルス肝炎治療の有効性を治療前遺伝子診断で判定
- ・ 2型糖尿病関連遺伝子の同定

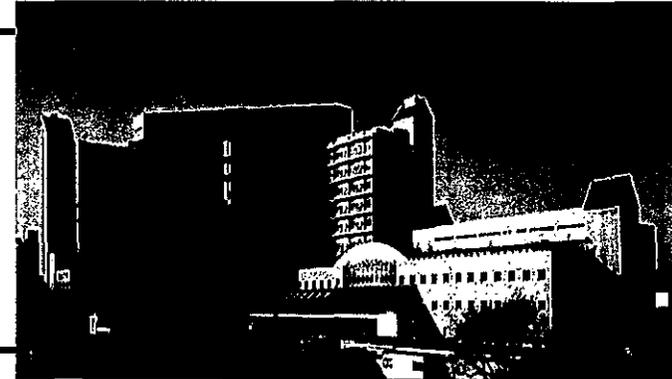


判定ライン出現の有無で陰でも判定可能

(独) 国立成育医療研究センター

沿革・組織

創 設：平成14年3月1日
所在地：東京都世田谷区
主な組織：研究所、病院、臨床研究センター
役職員数：805名(平成22年4月1日現在常勤職員)
病床数：460床



設置目的

我が国の成育医療の中核的機関として、小児医療、母性医療、父性医療及び関連・境界領域を包括する成育医療についての調査、研究、医療技術の開発、医療の提供及び医療従事者の研修等を行う。



特徴

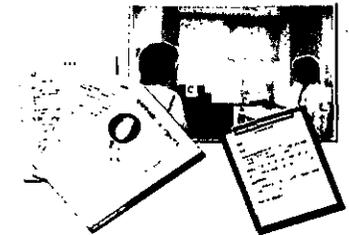
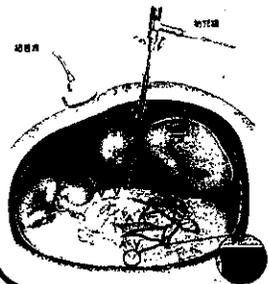
○成育医療における高度先駆的医療やモデル医療の提供

- ・年間1,600件以上の分娩、年間約6,300件の小児手術を実践
- ・小児ICU等を活用した24時間365日体制の重症小児救急搬送の受け入れ
- ・虐待等を含めた小児のこころのケア



○成育医療を発展させるTR等の研究の推進

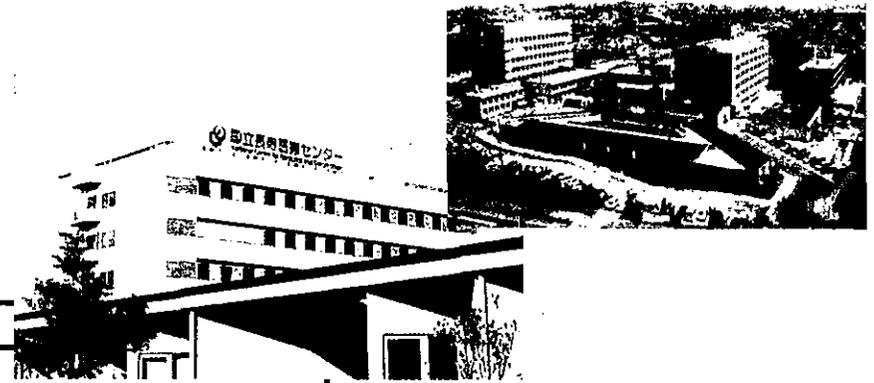
- ・超音波や胎児内視鏡を用いた胎児医療の実施
- ・免疫異常等小児難病に対する遺伝子治療の開発
- ・iPS細胞、ES細胞を用いた再生医療の推進
- ・妊娠と薬の情報提供や子どもの事故防止プログラムの提供



(独)国立長寿医療研究センター

沿革・組織

創 設：平成16年3月1日
所在地：愛知県大府市
主な組織：研究所、病院
役職員数：408名(平成22年4月1日現在常勤職員)
病床数：402床



設置目的

我が国の長寿医療の中核的機関として、加齢に伴って生じる心身の変化に起因する疾患であって、高齢者が自立した日常生活を営むために特に治療を必要とするものに関する調査、研究、医療技術の開発、医療の提供及び医療従事者の研修等を行う。



特徴

○ 高齢者疾患の包括的・全人的医療の提供

- ・高齢者の生活の質を向上に向けた医療の提供
- ・地域の保健・医療・福祉と連携した在宅医療モデルの開発・提供
- ・認知症の早期診断法の開発等の先駆的医療の提供



○ 老化の制御と老年病克服のための新しい医療の発展の普及に尽力

- ・認知症、骨粗鬆症の病態解明と新規治療法の開発
- ・再生医療による革新的歯科治療技術の開発
- ・全国の医師に研修を実施、年間約300名の「認知症サポート医」を養成